

令和5（2023）年8月29日

栃木県環境審議会会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会自然環境部会長  
江連 比出市

「鳥獣保護区の変更について」及び「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」  
に対する意見について（報告）

このことについて、下記のとおり自然環境部会を開催し、慎重に審議した結果、別添のとおり答申しましたので報告します。

#### 記

1 開催日時

令和5（2023）年8月29日（火） 午前10時から午前10時50分まで

2 開催場所

オンライン（事務局会場：栃木県庁昭和館多目的室1）

3 出席者

(1) 部会長 江連比出市

(2) 委員 内田裕之、加賀豊仁、金谷淳美、根本義夫、南木好樹

(3) 専門委員 香川清彦、桑名満、清水淳子、永田純子

令和5(2023)年8月29日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会  
会長 山田 洋一

答申書

令和5(2023)年8月29日付け自環第276号及び自環第277号で諮問を受けた下記事項について、当審議会において慎重に審議した結果、適切であると答申します。

記

- 1 鳥獣保護区の変更について
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

以上

自環第 277 号  
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき、別添のとおり鳥獣保護区を変更することについて、同条第 9 項の規定において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 5（2023）年 8 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 鳥獣保護区の変更について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 2 項の規定に基づき鳥獣保護区を次のとおり変更する。

1 変更の区分  
区域の拡張

2 変更する鳥獣保護区及び面積

	鳥 獣 保 護 区	既存面積 (ha)	拡張面積 (ha)	拡張後の面積 (ha)
(1)	日光鳥獣保護区	21,614	178	21,792
(2)	鹿沼岩山鳥獣保護区	1,010	1	1,011

3 更新する存続期間

令和 5（2023）年 11 月 1 日から令和 15（2033）年 10 月 31 日まで（10 年間）

4 変更する理由

(1) 日光鳥獣保護区

日光鳥獣保護区は、国設として昭和 26 年、県指定として昭和 58 年に指定が行われ、以降、指定期間が満了するごとに存続期間を更新してきた。

現在の存続期間は令和 5（2023）年 10 月 31 日をもって満了するが、既存区域に生息する希少な鳥獣類の生息に適した環境を有しており、一体として鳥獣の保護及び生息地の保護を図る必要があると認められることから、当該区域を拡張し、存続期間を更新するものである。

(2) 鹿沼岩山鳥獣保護区

鹿沼岩山鳥獣保護区は、昭和 48 年に指定が行われ、以降、指定期間が満了するごとに存続期間を更新してきた。

現在の存続期間は令和 5（2023）年 10 月 31 日をもって満了するが、区域の境界であった道路が廃止となり、新設された道路を境界とすることから、区域を拡張し、存続期間を更新するものである。

自環第 276 号  
栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定することについて、同条第 4 項の規定において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 5（2023）年 8 月 29 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項の規定に基づく鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

## 1 指定する特別保護地区及び面積

特 別 保 護 地 区	面積(ha)
日光鳥獣保護区切込刈込湖特別保護地区	552
日光鳥獣保護区湯ノ湖特別保護地区	72
日光鳥獣保護区前白根特別保護地区	817
日光鳥獣保護区戦場ヶ原特別保護地区	331
日光鳥獣保護区西ノ湖特別保護地区	107
日光鳥獣保護区中禅寺特別保護地区	689
日光鳥獣保護区庚申山特別保護地区	870

## 2 指定する存続期間

令和 5 (2023) 年 11 月 1 日から令和 15 (2033) 年 10 月 31 日まで(10 年間)

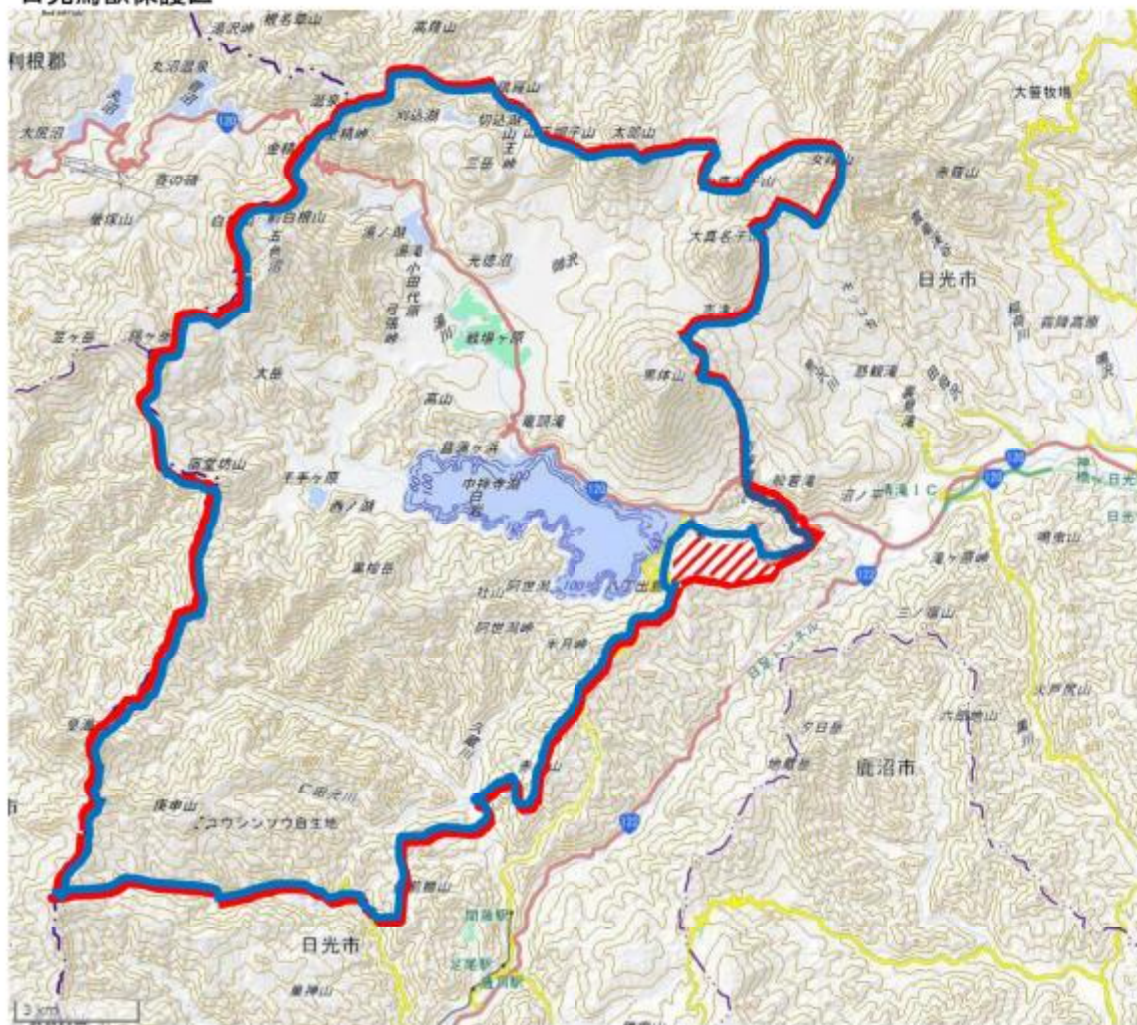
## 3 指定する理由

日光鳥獣保護区各特別保護地区は、県指定として昭和 58 年に指定が行われ、以降、指定期間が満了するごとに再指定を行ってきた。

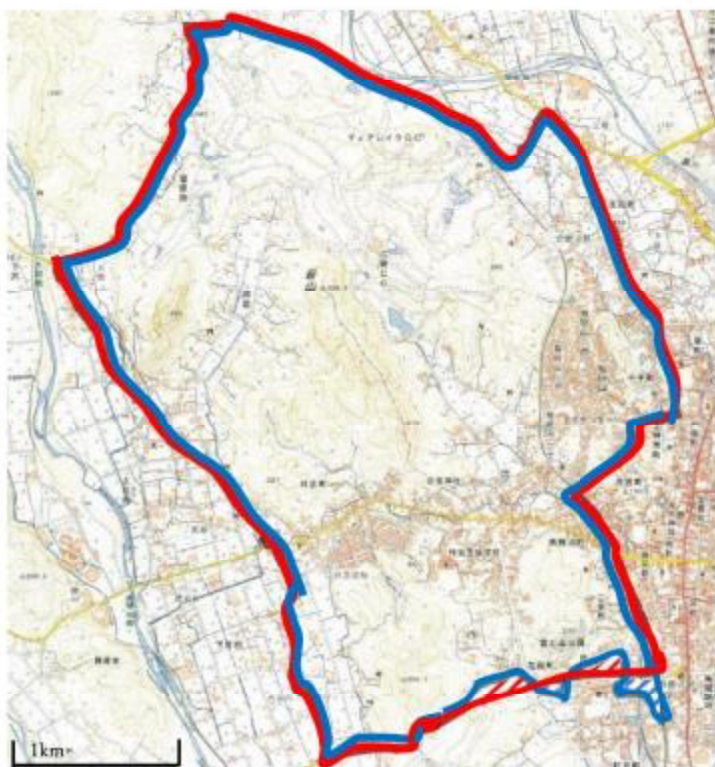
現在の存続期間は、令和 5 (2023) 年 10 月 31 日をもって満了するが、当該地区は指定したときと同様に鳥獣の生息に適した環境を有しており、引き続き鳥獣の保護及び生息地の保護を図る必要があると認められることから、再指定を行うものである。

鳥獣保護区の変更 変更区域の概要

日光鳥獣保護区



鹿沼岩山鳥獣保護区



変更前：   
 変更後： 

拡張部分：   
 縮小部分： 





# 栃木県指定日光鳥獣保護区

## 変更計画書

(区域の拡張)

令和5年 月

栃木県

### 1 県指定鳥獣保護区の概要

#### (1) 県指定鳥獣保護区の名称

日光鳥獣保護区

#### (2) 県指定鳥獣保護区の区域

日光市山内地内の県道日光今市線と一般国道120号との交点を起点とし、同所から同国道を西進し日光市道日32127号線との接点に至り、同所から同市道を北進し林道御堂山線との接点に至り、同所から同林道を北西に進み女峰山登山道との交点に至り、同所から同歩道を西進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を北進し平成30年度樹立(令和3年度変更)鬼怒川森林計画区日光地区31林班と32林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み日光地区32林班ア準林班3A小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北進し日光地区32林班ア準林班3C小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界に至り、同所から同境界を北西に進み天狗沢第三床固に至り、同所から日光地区32林班ア準林班1小班とスギ・ヒノキ等の境内古木林との境界を北東に進み稲荷川滝尾堰堤に至り、同所から同河川右岸を南東に進み県道日光今市線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及び日光市中宮祠地内の一般国道120号と第一いろは坂との交点を起点とし、同国道を南東に進み第二いろは坂との交点に至り、同所から同坂を西進し国有林日光市林管理署615林班り小班と民有林との林班界に至り、同所から同林班界を南進し同国有林615林班ち小班とり小班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し同国有林228林班と615林班との林班界に至り、同所から同林班界を北西に進み同国有林615林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班を南西に進み同国有林1127林班と1128林班との林班界に至り、同所から同林班界を南進し日光市中宮祠と同市足尾町との字界に至り、同所から同字界を南西に進み中禅寺湖スカイラインとの交点に至り、同所から同道路を南西に進み国有林日光森林管理署233林班と265林班との林班界の尾根に至り、同所から同尾根を南進し赤倉山山頂に至り、同所から国有林と民有林との境界を南西に進み日光地区24林班カ準林班16小班と24小班との境界の尾根に至り、同所から同尾根を西進し足尾ダムに至り、同所から日光市道足10101号線を南進し日光市道足122001号線との接点に至り、同所から同市道を西進し林道舟石線との接点に至り、同所から同林道を南西に進み舟石沢との接点に至り、同沢を南進し庚申川との合流点に至り、同所から同河川を西進し国有林日光森林管理署253林班と254林班との林班界に至り、同所から同林班界を西進し栃木県と群馬県との行政界に至り、同所から同行政界を北進し日光市湯元と同市川俣との字界に至り、同所から同字界を東進し国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南西に進みさらに北西に進みさらに南進し野州原林道に至り、同林道を西進し日光二荒山神社中宮祠から志津小屋に至る山道に至り、同山道を南西に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と2E小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区59林班イ準林班3A小班と1D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班4A小班と2D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日光地区58林班ウ準林班とイ準林班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区57林班イ準林班5A小班と4E小班との境界に至り、同所から同境界を南進し日光地区57林班イ準林班5A小班と3D小班との境界に至り、同所から同境界を南東に進み日

光地区57林班ア準林班7A小班と6D小班との境界に至り、同所から同境界を南西に進み日光地区56林班と57林班との境界に至り、同境界を南東に進み国有林と民有林との境界に至り、同所から同境界を南東に進み一般国道120号との接点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 県指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、栃木県北西部の日光国立公園内に位置し、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して、森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラ等、獣類としてニホンジカ、ニホンザル等多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ猛禽類や大型ほ乳類が生息している。

このため、当地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、県指定鳥獣保護区の区域を拡張し、存続期間を更新するものである。

2 県指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 更新する県指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 21,792ha

内訳は別表1のとおり

4 更新する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 県指定鳥獣保護区の位置

栃木県北西部の日光国立公園内に位置し、世界遺産「日光の社寺」や県内最大湖の中禅寺湖を内包する山岳地帯を中心とした地域。

イ 地形、地質等

山岳地帯を中心とした地形である。それらは、主に日光山地及び足尾山地に区分される。日光山地（女峰山・小真名子山）など高度2,300～2,500mの成層火山や溶岩円頂丘からなる火山体から構成され、山麓には火山斜面が発達している。また、湿原（戦場ヶ原、小田代原等）や湖（中禅寺湖、湯ノ湖等）を中心とした地域である。

足尾山地は、皇海山・庚申山・袈裟丸山にわたり高度1,800mの大起伏山地が分布する地域である。また、この地域は、日光火山よりやや旧期に形成された火山噴出物よりなっている。

ウ 植物相の概要

亜高山帯のコメツガ、シラビソ、アスナロ、クロベ、ウラジロモミなどの針葉樹やダケカンバ、シラカンバ、ブナ、ミズナラ、ミヤマハンノキ、カツラ、カラマツなどの広葉樹のほか、シウリザクラ、アズマシャクナゲ、ハクサンシャクナゲも多く見られ、ヤチダモ、ハルニレ林（原生林）も確認されている。

また、多種の湿原生植物（ニッコウアザミ、ツルコケモモ、ワタスゲ、サギスゲ、ホザキシモツケ、アヤメ、ノハナショウブなど）や、希少植物の群生地（シラネアオイ、コウシンソウ）も確認されている。

エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンカモシカ、ニホンザル等の大型ほ乳類をはじめ、ヤマネ、ニホンテン、ムササビなど多種多様なほ乳類が生息する地域であ

る。

また、イヌワシ・オオタカの生息地でもあり、冬鳥の飛来地にもなっている。

(2) 生息する鳥獣類

- ア 鳥類 141種 別表2のとおり
- イ 獣類 35種 別表2のとおり

(3) 当該地域の農林水産業の被害状況

- ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数 ニホンジカ15件、ツキノワグマ6件
- イ 被害作物等 スギ、ヒノキ、シラカンバ

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 鳥獣保護区用制札 23本
- (2) 特別保護地区用制札 7本

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区の面積内訳

## ◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	21,614 ha	178 ha	21,792 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	20,352 ha	178 ha	20,530 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	14 ha	ha	14 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	1,244 ha	ha	1,244 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

## ◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	16,293 ha	172 ha	16,465 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	15,933 ha	163 ha	16,096 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	265 ha	9 ha	274 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	95 ha	ha	95 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体所有地	18 ha	4 ha	22 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県所有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村所有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	18 ha	4 ha	22 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	4,059 ha	2 ha	4,061 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	4,041 ha	2 ha	4,043 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	18 ha	ha	18 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	1,244 ha	0 ha	1,244 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	21,614 ha	178 ha	21,792 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

## ◆地法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(増小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	17,761 ha	178 ha	17,939 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	735 ha	ha	735 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	13,073 ha	178 ha	13,251 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	3,953 ha	ha	3,953 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	51 ha	0 ha	51 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で( )書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

鳥類				
目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー	
キジ目	キジ科	<u>ヤマドリ</u>	準絶滅危惧(C)	
		キジ		
		コジュケイ		
カモ目	カモ科	<u>オシドリ</u>	準絶滅危惧(C)	
		ヨシガモ		
		ヒドリガモ		
		オマガモ		
		オカルガモ		
		オナガガモ		
		<u>トモエガモ</u>		準絶滅危惧(C)
		オコガモ		
		ホシハジロ		
		オキंकロハジロ		
		スズガモ		
		ホオジロガモ		
		ミコアイサ		
		カワアイサ		
		カイツブリ目		
カンムリカイツブリ				
ミミカイツブリ				
ハジロカイツブリ				
ハト目	ハト科	キジバト		
		アオバト		
カツオドリ目	ウ科	カワウ		
ペリカン目	サギ科	アオサギ		
ツル目	クイナ科	オオバン		
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ		
		○ホトギス		
		ツツドリ		
		○カッコウ		
ヨタカ目	ヨタカ科	<u>ヨタカ</u>	準絶滅危惧(C)	
アマツバメ目	アマツバメ科	<u>ハリオアマツバメ</u>	絶滅危惧 I 類(A)	
		アマツバメ		
チドリ目	シギ科	<u>ヤマシギ</u>	準絶滅危惧(C)	
		<u>オオジシギ</u>	絶滅危惧 I 類(A)	
		<u>アオシギ</u>	準絶滅危惧(C)	

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
		<u>イソシギ</u>	要注目
タカ目	タカ科	<u>ハチクマ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
		オトビ	
		<u>オジロワシ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
		<u>オオワシ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
		<u>オオタカ</u>	準絶滅危惧(C)
		<u>ハイタカ</u>	準絶滅危惧(C)
		<u>サシバ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
		ノスリ	
		ケアシノスリ	
		<u>イヌワシ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
		<u>クマタカ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
フクロウ目	フクロウ科	<u>ヨノハズク</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
		<u>フクロウ</u>	準絶滅危惧(C)
		<u>アオバズク</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
		<u>ヨミズク</u>	準絶滅危惧(C)
ブッポウソウ目	カワセミ科	<u>アカショウビン</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
		カワセミ	
		<u>ヤマセミ</u>	準絶滅危惧(C)
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	
		オオアカゲラ	
		アカゲラ	
		アオゲラ	
ハヤブサ目	ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	カササギビタキ科	<u>サンコウチョウ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ	
		<u>アカモズ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
		オオモズ	
	カラス科	カケス	
		オナガ	
		ホシガラス	
		○ハシボソガラス	
		○ハシブトガラス	
	クイタダキ科	クイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ	
		ヤマガラ	
		ヒガラ	
		○シジュウカラ	



目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
		<u>カヤクグリ</u>	準絶滅危惧(C)
	スズメ科	<u>ニュウナイスズメ</u> オスズメ	準絶滅危惧(C)
	セキレイ科	○キセキレイ ○ハクセキレイ ○セグロセキレイ ピンズイ タヒバリ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニヒワ ハギマシコ ベニマシコ オオマシコ イスカ ウソ シメ イカル	
	ホオジロ科	シラガホオジロ ホオジロ <u>ホオアカ</u> カシラダカ ミヤマホオジロ <u>ノジコ</u> アオジ <u>クロジ</u>	準絶滅危惧(C)     絶滅危惧 I 類(A)  準絶滅危惧(C)
17目	42科	141種	

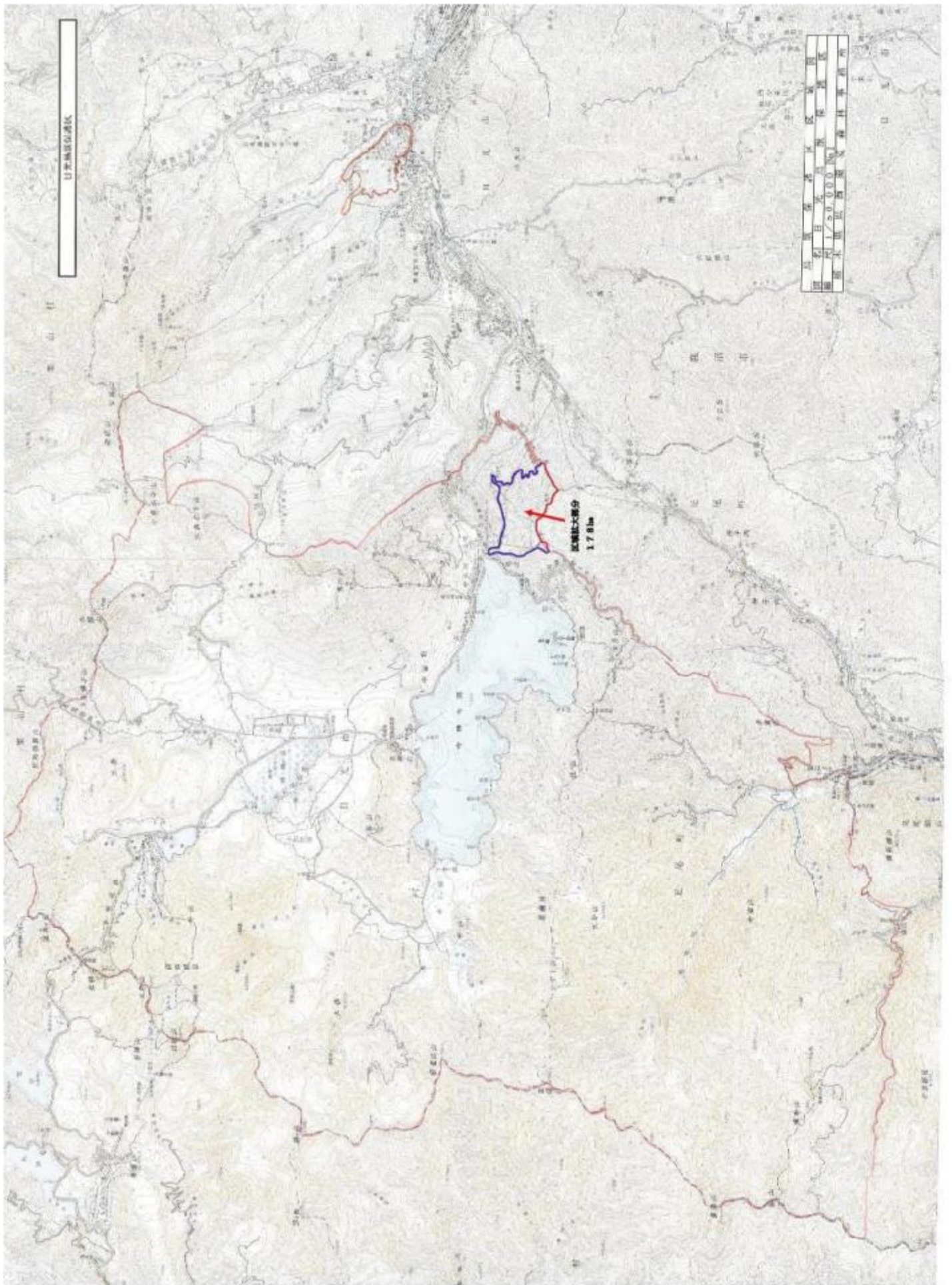
## 獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス ムササビ <u>ニホンモモンガ</u>	  要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
	キヌゲネズミ科	ハタネズミ <u>ヤチネズミ</u>	 要注目
	ネズミ科	ヒメネズミ	



目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
		アカネズミ ドブネズミ	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
真無盲腸目	トガリネズミ科	<u>カワネズミ</u> アズミトガリネズミ	絶滅危惧Ⅱ類(B)
	モグラ科	アズマモグラ <u>ヒメヒミズ</u> ヒミズ	情報不足
翼手目	キクガシラコウモリ科	<u>キクガシラコウモリ</u>	要注目
	ヒナコウモリ科	<u>テングコウモリ</u> <u>コテングコウモリ</u> <u>ルンコウモリ</u> <u>カグヤコウモリ</u> <u>ヒメホオヒゲコウモリ</u> <u>モモジロコウモリ</u> ウサギコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類(B) 要注目 絶滅危惧Ⅰ類(A) 絶滅危惧Ⅱ類(B) 準絶滅危惧(C) 要注目
食肉目	ジャコウネコ科	ハクビシン	
	イヌ科	○タヌキ ○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン アナグマ <u>オコジョ</u> <u>ニホンイタチ</u>	準絶滅危惧(C) 要注目
偶蹄目	イノシシ科	イノシシ	
	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
7目	17科	35種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣



# 栃木県指定鹿沼岩山鳥獣保護区

## 変更計画書 (区域の拡張)

令和5年 月

栃 木 県

### 1 県指定鳥獣保護区の概要

#### (1) 県指定鳥獣保護区の名称

鹿沼岩山鳥獣保護区

#### (2) 県指定鳥獣保護区の区域

鹿沼市下沢地内県道鹿沼日光線と市道0009号線との交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み市道2217号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道2006号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0009号線との交点に至り、同所から同市道を東進し市道0308号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1065号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1873号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道1041号線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み県道板荷玉田線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み市道1039号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み市道0013号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進みさらに西進し東武鉄道株式会社日光線との交点に至り、同所から同鉄道を南東に進み市道0348号線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道0002号線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道上日向山越線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道鹿沼日光線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

#### (3) 県指定鳥獣保護区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで(10年間)

#### (4) 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (5) 県指定鳥獣保護区の指定目的

当地域は、鹿沼市東部の日光・足尾山系から平地へ伸びる裾野に位置し、スギ、ヒノキ等の針葉樹植林やコナラ等を主とした落葉広葉樹林など林相に富む地域である。このような自然環境を反映して、ニホンジカ、ニホンカモシカ等の中型ほ乳類やキビタキ、オオルリ等の森林性鳥類が生息し、里地から平地の山林生息系が見られる。

このため、当地域は鳥獣の生息に適しており、野生鳥獣の保護と生息環境の保全を図るため、県指定鳥獣保護区の区域を拡張し、存続期間を更新するものである。

### 2 県指定鳥獣保護区の保護に関する指針

#### (1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区の更新後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

### 3 更新する県指定鳥獣保護区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,011 ha 内訳は別表1のとおり

#### 4 更新する区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区の位置

鹿沼岩山鳥獣保護区は、鹿沼市中央部に位置し、小藪山、岩山を中心とした東西約3.7km、南北4.5kmの地域であり、その東部は御殿山鳥獣保護区に隣接している。

###### イ 地形、地質等

当該地域は、日光・足尾山系から平地へ伸びる裾野に位置し、全体として緩やかな丘陵地となっている。一部、岩山（標高328.2m）や深岩地区においては、急峻ながけが見受けられる。また、西部の県道、市道に隣接する部分には、平地が見られ水田等に利用されている

###### ウ 植物相の概要

当該地域の中央部に位置する岩山は、主としてコナラの落葉広葉樹林からなり、山裾にスギ、ヒノキ、サワラの植林地となっている。また、南部の小藪山は、スギ等の針葉樹植林とコナラなどを主とした落葉広葉樹二次林からなっている。

###### エ 動物相の概要

ほ乳類では、ニホンノウサギ、ニホンリス、タヌキなどが生息している。また、鳥類ではハイタカ、サシバが生息し、キビタキやウグイスなどの森林性鳥類が多く見られる。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 41種 別表2のとおり

イ 獣類 10種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

###### ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数

ニホンジカ6件、イノシシ6件、ニホンザル3件

イ 被害作物等 水稲・豆類・穀類・野菜・イモ類等

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 鳥獣保護区用制札 9本

別表1 栃木県指定鹿沼岩山鳥獣保護区の面積内訳

## ◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	1,010 ha	1 ha	1,011 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	600 ha	ha	600 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	230 ha	ha	230 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	180 ha	1 ha	181 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

## ◆所有者別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	1,010 ha	1 ha	1,011 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	600 ha	ha	600 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	410 ha	1 ha	411 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	1,010 ha	1 ha	1,011 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

## ◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通地域	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
特別地域	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通地域	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で( )書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
キジ目	キジ科	キジ	
		コジュケイ	
ハト目	ハト科	キジバト	
ペリカン目	サギ科	ゴイサギ	
カッコウ目	カッコウ科	ホトギス	
タカ目	タカ科	トビ	
		ハイタカ	準絶滅危惧(C)
		サシバ	絶滅危惧Ⅱ類(B)
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	
		アカゲラ	
		アオゲラ	
	カササギピタキ科	サンコウチョウ	準絶滅危惧(C)
スズメ目	モズ科	〇モズ	
	カラス科	カケス	
		〇オナガ	
		〇ハシボソガラス	
		〇ハシブトガラス	
	ククイタダキ科	ククイタダキ	
	シジュウカラ科	ヤマガラ	
		ヒガラ	
		シジュウカラ	
	ツバメ科	〇ツバメ	
	ヒヨドリ科	〇ヒヨドリ	
	ウグイス科	〇ウグイス	
		ヤブザメ	
	エナガ科	エナガ	
	メジロ科	メジロ	
	ムクドリ科	〇ムクドリ	
	ヒタキ科	ツグミ	
		キビタキ	
	スズメ科	〇スズメ	
	セキレイ科	キセキレイ	
セグロセキレイ			
ピンズイ			
アトリ科	カワラヒワ		
	ベニマシコ		

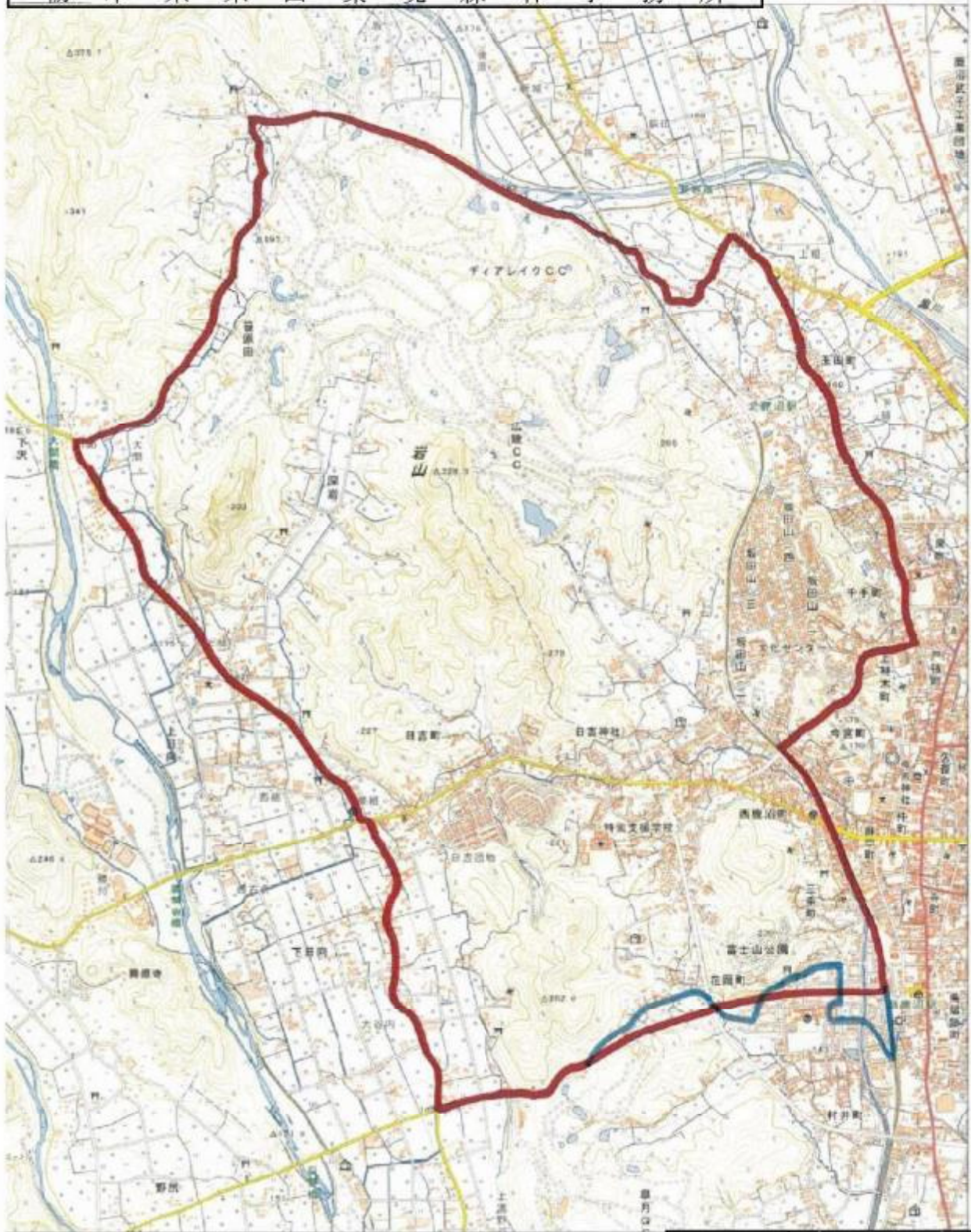
目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
		シメ	
		イカル	
	ホオジロ科	○ホオジロ	
		カシラダカ	
		アオジ	
7目	22科	41種	

## 獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
霊長目	オナガザル科	ニホンザル	
齧歯目	リス科	ニホンリス	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
食肉目	ジャコウネコ科	ハクビシン	
	イヌ科	タヌキ	
		アカギツネ	
	イタチ科	ニホンイタチ	要注目
偶蹄目	イノシシ科	イノシシ	
	シカ科	ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
5目	9科	10種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣

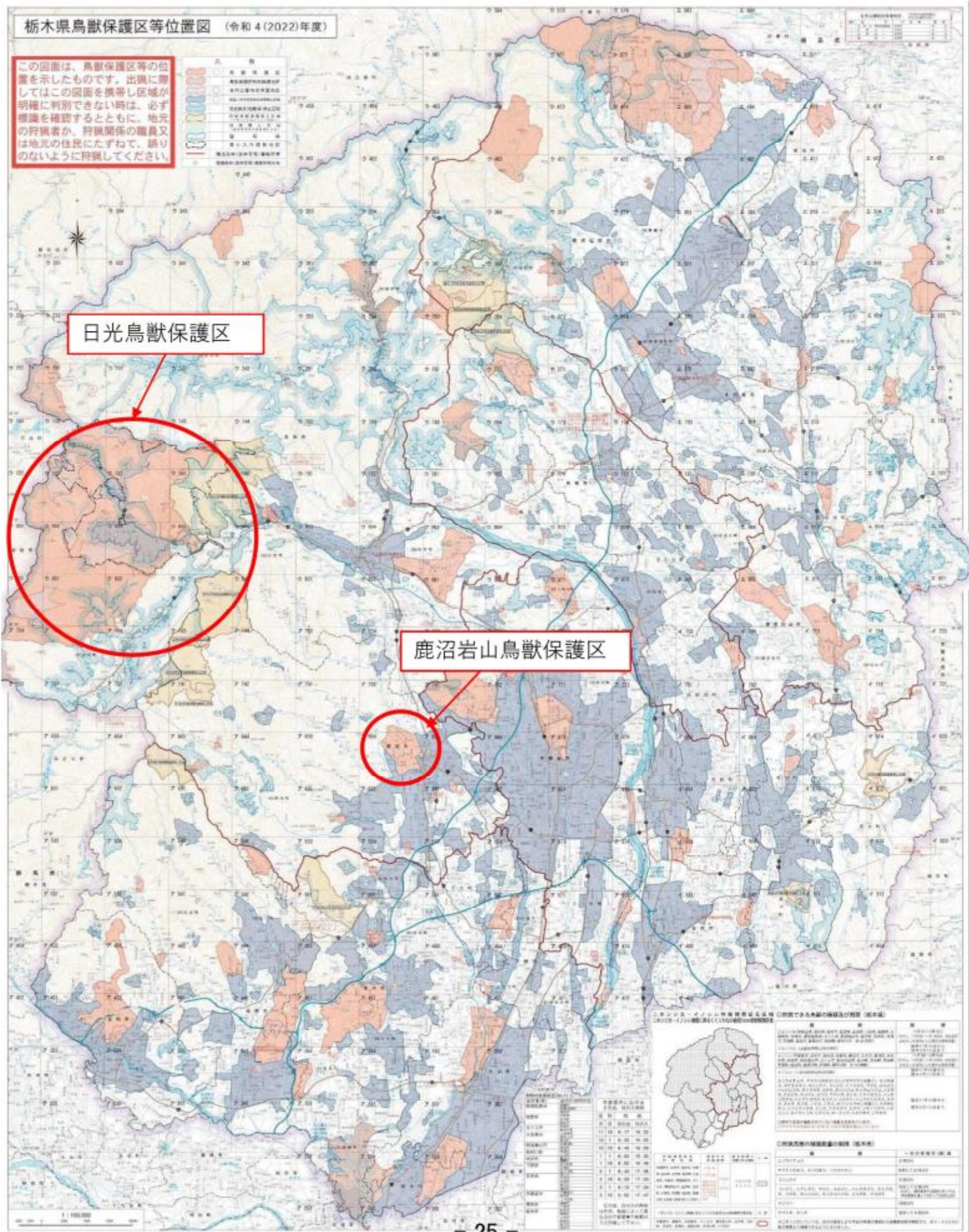
令和5年度鳥獣保護区更新			
名称	鹿沼岩山鳥獣保護区		
図名	鹿沼岩山鳥獣保護区区域図		
縮尺	1/25,000	No.	31
栃木県県西環境森林事務所			



変更前	
変更後	



# 日光鳥獣保護区及び鹿沼岩山鳥獣保護区 全体位置図





栃木県指定日光鳥獣保護区  
切込刈込湖特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称

日光鳥獣保護区切込刈込湖特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域

国有林日光森林管理署1092林班ロ2小班、1097林班ろ、は、に1、に2、ほ、へ、と、り、イ1、イ2、ロ小班、1098林班い～は、イ1～ロ小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、当区域は切込湖刈込湖を含み、オオシラビソ、コメツガ等を中心とした天然林等の多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカなどの大型獣類や、ウグイス、センダイムシクイなどの森林性鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 552ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内北西部（旧日光市・旧栗山村境界）に位置し、東西3km・南北1km、標高1,600m～2,333m（温泉ヶ岳）の山岳地域である。

###### イ 地形、地質等

当該地域の南に位置する三岳（標高1,945m）の噴火の際に流出した溶岩によりせき止められた切込刈込湖及び涸沼を中心とする湖沼・湿地帯とシャクナゲの群生する温泉ヶ岳（標高2,333m）の山岳地帯からなる。

###### ウ 植物相の概要

木本類は、コメツガ、オオシラビソ、シラビソ、アスナロなどの針葉樹やダケカンバ、カツラ、ミヤマハンノキ、ブナ、ミズナラなどの広葉樹のほか、アズマシャクナゲ、ハクサンシャクナゲやムラサキヤシオツツジやレンゲツツジなども多くみられる。草本類は涸沼などの湿地にアヤメ、ハクサンチドリ、テガタチドリなどやゴゼンタチバナ、ヤマオダマキ、コケモモ、クルマユリなどの高山植物が見られる。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ、ニホンノウザギ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 66種 別表2のとおり

イ 獣類 15種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数（種別ごと）なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1本

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区切込刈込湖特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	552 ha	0 ha	552 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	542 ha	ha	542 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	10 ha	ha	10 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	552 ha	0 ha	552 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	550 ha	ha	550 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	552 ha	0 ha	552 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	552 ha	0 ha	552 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	552 ha	ha	552 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
キジ目	キジ科	<u>ヤマドリ</u>	準絶滅危惧(C)
カモ目	カモ科	<u>オンドリ</u> ○マガモ ○コガモ	準絶滅危惧(C)
カイツブリ目	カイツブリ科	○カイツブリ	
ハト目	ハト科	キジバト	
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ ○ホトギス ツツドリ ○カッコウ	
ヨタカ目	ヨタカ科	<u>ヨタカ</u>	準絶滅危惧(C)
タカ目	タカ科	○トビ <u>ハイタカ</u> ノスリ <u>クマタカ</u>	準絶滅危惧(C) 絶滅危惧 I 類(A)
フクロウ目	フクロウ科	<u>フクロウ</u> <u>アオバズク</u>	準絶滅危惧(C) 絶滅危惧 II 類(B)
キツツキ目	キツツキ科	○コゲラ <u>オオアカゲラ</u> アカゲラ アオゲラ	準絶滅危惧(C)
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ	
	カラス科	カケス ○オナガ	
	キクイタダキ科	キクイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ ヤマガラ ヒガラ ○シジュウカラ	
	ウグイス科	ウグイス ヤブサメ	
	エナガ科	エナガ	

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	
	メジロ科	メジロ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	カワガラス科	カワガラス	
	ヒタキ科	<u>マミジロ</u> <u>クロツグミ</u> マミチャジナイ シロハラ ツグミ コマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ <u>ビタキ</u>	準絶滅危惧(C) 準絶滅危惧(C)         準絶滅危惧(C)
	ヒタキ科	サメビタキ キビタキ	
	スズメ科	<u>ニューナイスズメ</u>	準絶滅危惧(C)
	セキレイ科	○キセキレイ ○ハクセキレイ ○セグロセキレイ ビンズイ	
	アトリ科	アトリ マヒワ ウソ イカル	
	ホオジロ科	ホオジロ <u>ホオアカ</u> カシラダカ クロジ	準絶滅危惧(C)
11目	29科	67種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
		<u>ニホンモモンガ</u>	要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
	キヌゲネズミ科	<u>ヤチネズミ</u>	要注目
	ネズミ科	ヒメネズミ	
		アカネズミ	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
食肉目	イヌ科	○タヌキ	
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
<u>ニホンイタチ</u>		要注目	
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
5目	11科	15種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣



栃木県指定日光鳥獣保護区  
湯ノ湖特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称  
日光鳥獣保護区湯ノ湖特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域  
国有林日光森林管理署1065林班は1、は2、に、ほ小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分  
大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、湯ノ湖地域は、湯ノ湖とその周辺のシラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロなどの水鳥類や、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息しており、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 72ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内北西部に位置し、湯ノ湖（標高1,478m）を含め東西約1.4km・南北約0.7km、標高1,478m～2,000mの地域である。

###### イ 地形、地質等

湯ノ湖（標高1,478m・周囲約2.8km）は、北東部に位置する三岳の噴火により流出した溶岩によりせき止められた湖である。また、外山山麓には火山斜面が展開している。

###### ウ 植物相の概要

亜高山帯のコメツガ、クロベ林などの針葉樹林の他にミズナラ林やアズマシャクナゲの群生地を見ることができる。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ、ニホンノウサギ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。また、奥日光における冬鳥の飛来地でもある。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 69種 別表2のとおり

イ 獣類 17種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数（種別ごと）なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

##### (1) 特別保護地区用制札 1本

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区湯ノ湖特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	72 ha	0 ha	72 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	37 ha	ha	37 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	35 ha	ha	35 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有者別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	37 ha	0 ha	37 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	37 ha	ha	37 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	35 ha	0 ha	35 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	72 ha	0 ha	72 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	72 ha	0 ha	72 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	72 ha	ha	72 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
カモ目	カモ科	ヒドリガモ	
		○マガモ	
		○カルガモ	
		○コガモ	
		ホシハジロ	
		○キンクロハジロ	
		ミコアイサ	
		カワアイサ	
		ハト目	ハト科
カツオドリ目	ウ科	カワウ	
ペリカン目	サギ科	アオサギ	
ツル目	クイナ科	オオバン	
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	
		○ホトギス	
		ツツドリ	
		○カッコウ	
ヨタカ目	ヨタカ科	<u>ヨタカ</u>	準絶滅危惧(C)
タカ目	タカ科	○トビ	
		ノスリ	
フクロウ目	フクロウ科	<u>アオバズク</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
		<u>フクロウ</u>	準絶滅危惧(C)
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	
		アカゲラ	
		アオゲラ	
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ	
		<u>アカモズ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
	カラス科	ホシガラス	
		○ハシボソガラス	
		○ハシブトガラス	
シジュウカラ科	シジュウカラ科	コガラ	
		ヤマガラ	
		ヒガラ	

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
	ツバメ科	イワツバメ	
	ウグイス科	ウグイス	
	エナガ科	エナガ	
	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	ムクドリ科	ムクドリ	
	カワガラス科	カワガラス	
	ヒタキ科	<u>マミジロ</u> アカハラ ツグミ  コマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ エゾビタキ <u>コサメビタキ</u> キビタキ	準絶滅危惧(C)      準絶滅危惧(C)
	イワヒバリ科	<u>イワヒバリ</u> <u>カヤクグリ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B) 準絶滅危惧(C)
	スズメ科	<u>ニュウナイスズメ</u> スズメ	準絶滅危惧(C)
	セキレイ科	○キセキレイ ○セグロセキレイ ○ハクセキレイ ピンズイ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ ウソ シメ	
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ	
12目	30科	70種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
		<u>ニホンモモンガ</u>	要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
	キヌゲネズミ科	ハタネズミ	
	ネズミ科	アカネズミ	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
真無盲腸目	モグラ科	<u>ヒメヒミズ</u>	情報不足
食肉目	ジャコウネコ科	ハクビシン	
	イヌ科	○タヌキ	
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
<u>アナグマ</u>		要注目	
		<u>ニホンイタチ</u>	要注目
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
6目	13科	17種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣

栃木県指定日光鳥獣保護区  
前白根特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称  
日光鳥獣保護区前白根特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域  
国有林日光森林管理署1041林班、1042林班、1043林班、1091林班い1、い2、ろ、は、ロ1、ロ2小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分  
大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、前白根の区域は、シラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、コマドリ、コルリなどの森林性の鳥類が数多く生息し、多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 817ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内の北西部(栃木県北西部・群馬県境界)に位置し、東西約3km・南北約3.5kmで、標高2,373mの前白根山を中心とする山岳地域である。

###### イ 地形、地質等

日光火山群の一部をなし、県内最高峰の白根山の前面に位置し、前白根山・五色山・外山などは、新第三紀の流紋岩を基盤とする。

###### ウ 植物相の概要

亜高山帯のコメツガやオオシラビソ・シラビソ林が山麓部を構成しているが、山頂付近の高所となると、ダケカンバやミヤマハンノキ林となる。また、林内にはアズマシャクナゲやハクサンシャクナゲが生息する。また、山頂の五色沼周辺斜面には、高山帯や亜高山帯の植物が多く生育する。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ等の大型哺乳類をはじめ、ヤマネ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 36種 別表2のとおり

イ 獣類 16種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数(種別ごと)なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1本



## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	
		○ホトギス	
		ツツドリ	
		○カッコウ	
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	
キツツキ目	キツツキ科	○コゲラ	
		オオアカゲラ	
		アカゲラ	
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	<u>アカモズ</u>	絶滅危惧 I 類(A)
	カラス科	ホシガラス	
	クイタダキ科	クイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ	
		ヤマガラ	
		○シジュウカラ	
	ウグイス科	ウグイス	
	ムシクイ科	メボムシクイ	
		エゾムシクイ	
		センダイムシクイ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ヒタキ科	<u>マミジロ</u>	準絶滅危惧(C)
		コマドリ	
		コルリ	
		ルリビタキ	
		ジョウビタキ	
		エゾビタキ	
	ヒタキ科	キビタキ	
	イワヒバリ科	<u>イワヒバリ</u>	絶滅危惧 II 類(B)
<u>カヤクグリ</u>		準絶滅危惧(C)	
セキレイ科	○キセキレイ		
	○セグロセキレイ		
	ビンズイ		

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ	
4目	17科	36種	

#### 獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
		<u>ニホンモモンガ</u>	要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
	キヌゲネズミ科	<u>ヤチネズミ</u>	要注目
	ネズミ科	ヒメネズミ アカネズミ	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
食肉目	イヌ科	○タヌキ	
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
<u>オコジョ</u>		準絶滅危惧(C)	
		<u>ニホンイタチ</u>	要注目
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
5目	11科	16種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区前白根特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	817 ha	0 ha	817 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	806 ha	ha	806 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	11 ha	ha	11 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	817 ha	0 ha	817 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	817 ha	ha	817 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	817 ha	0 ha	817 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	817 ha	0 ha	817 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	182 ha	ha	182 ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	440 ha	ha	440 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	195 ha	ha	195 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で< >書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。



栃木県指定日光鳥獣保護区  
戦場ヶ原特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称  
日光鳥獣保護区戦場ヶ原特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域  
国有林日光森林管理署1052林班ほ、イ小班、1054林班、1061林班イ小班、1102林班る2、か、二2小班、1103林班イ、ハ2、ハ4小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分  
大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、戦場ヶ原の区域は、戦場ヶ原・小田代原湿原を中心とし、地形は高層湿原、河川、森林と変化に富んでいる。マガモなどの水鳥類、クマタカ、イヌワシ等の猛禽類、コマドリ、コルリ等の森林性の鳥類が数多く生息し猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 331ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内中央部に位置し、標高1,380mの戦場ヶ原湿原を含む東西約3km、南北約1.8kmの湿原である。

###### イ 地形、地質等

湿原(戦場ヶ原・小田代ヶ原)を中心とした地域である。男体山・高山・三岳などに囲まれた湿原であるが、かつては、男体山の噴出物によって昔の湯川がせき止められて形成された湖であった。時代がたつにつれて、まわりの山地から土砂が流入したことに加えて、男体山火山活動末期において、大量の軽石流の流入などによって急速に埋められ湿原に変わったものである。

###### ウ 植物相の概要

湿原をとりまく森林は主としてミズナラ林で、他にカラマツ、ウラジロモミ、シラカンバ、ズミ、ハルニレなどがある。湿原内においては、ズミ、カラマツなどの他、ニッコウアザミ、ツルコケモモ、ワタスゲ、サギスゲ、ホザキシモツケ、アヤメ、ノハナショウブなどの多種の湿原生草本類が見られる。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ、アカギツネ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 70種 別表2のとおり

イ 獣類 19種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数(種別ごと) なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1本

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区戦場ヶ原特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	331 ha	0 ha	331 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	331 ha	ha	331 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	331 ha	0 ha	331 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	325 ha	ha	325 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	6 ha	ha	6 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体育有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	331 ha	0 ha	331 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	331 ha	0 ha	331 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	243 ha	ha	243 ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	88 ha	ha	88 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で< >書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
キジ目	キジ科	<u>ヤマドリ</u>	準絶滅危惧(C)
カモ目	カモ科	<u>マガモ</u> ○カルガモ コガモ	準絶滅危惧(C)
ハト目	ハト科	キジバト	
カツオドリ目	ウ科	カワウ	
ペリカン目	サギ科	アオサギ	
ツル目	クイナ科	オオバン	
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ ○ホトギス ツツドリ ○カッコウ	
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	
チドリ目	シギ科	<u>オオジシギ</u>	絶滅危惧 I 類(A)
タカ目	タカ科	<u>ハチクマ</u> ○トビ ノスリ <u>イヌワシ</u> <u>クマタカ</u>	絶滅危惧 II 類(B)   絶滅危惧 I 類(A) 絶滅危惧 I 類(A)
キツツキ目	キツツキ科	コゲラ アカゲラ アオゲラ	
スズメ目	モズ科	モズ	
	カラス科	カケス ホシガラス ○ハシボンガラス ○ハシブトガラス	
	ククイタダキ科	ククイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ ヤマガラ ヒガラ ○シジュウカラ	
	ツバメ科	○ツバメ	



目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
		イワツバメ	
	ヒヨドリ科	〇ヒヨドリ	
	ウグイス科	ウグイス	
	エナガ科	エナガ	
	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	ムクドリ科	ムクドリ	
	カワガラス科	カワガラス アカハラ ツグミ	
	ヒタキ科	コマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ <u>ノビタキ</u> エゾビタキ サメビタキ キビタキ	準絶滅危惧(C)
	イワヒバリ科	<u>カヤクグリ</u>	準絶滅危惧(C)
	スズメ科	<u>ニュウナイスズメ</u>	準絶滅危惧(C)
	セキレイ科	〇ハクセキレイ 〇セグロセキレイ ピンズイ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ ベニマシコ ウソ シメ	
	ホオジロ科	ホオジロ <u>ホオアカ</u> カシラダカ アオジ	準絶滅危惧(C)
13目	32科	71種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
		<u>ニホンモモンガ</u>	要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
	キヌゲネズミ科	ハタネズミ	
<u>ヤチネズミ</u>		要注意	
	ネズミ科	アカネズミ	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
真無盲腸目	トガリネズミ科	<u>カワネズミ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
齧歯目	モグラ科	アズマモグラ	
		<u>ヒメヒミズ</u>	情報不足
		ヒミズ	
食肉目	イヌ科	○タヌキ	
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
アナグマ			
		<u>ニホンイタチ</u>	要注目
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
7目	12科	19種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣

栃木県指定日光鳥獣保護区  
西ノ湖特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称  
日光鳥獣保護区西ノ湖特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域  
国有林日光森林管理署1001林班、1002林班い小班、1012林班い小班、1013林班い  
1、い2小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分  
大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、西ノ湖の区域は、西ノ湖を中心とし周囲はシラビソ、コメツガ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、マガモ、キンクロハジロ等の水鳥類、アカゲラ、コマドリ等の森林性の鳥獣が数多く生息し、ツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥類が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 107ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内中心部に位置し、西ノ湖を含めた東西約1.4km、南北1.5km、標高1,300m～1,700mの地域である。

###### イ 地形、地質等

西ノ湖は、周囲約1.5km（面積約0.17km<sup>2</sup>）の小さな湖であるが、元来は、中禅寺湖とひとつながりの湖であったと考えられ、外山沢などの土砂の堆積により隔離された。

###### ウ 植物相の概要

湖畔には、県内でも珍しいヤチダモ林があり、その他、ハルニレ、ミズナラといずれも大木が存在する。また、カラマツ林も一部見られる。下層植生は、チマキザサや近年勢力を拡大しているシロヨメナが生育している。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ、ニホンノウサギ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 67種 別表2のとおり

イ 獣類 12種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数（種別ごと）なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

##### (1) 特別保護地区用制札 1本

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区西ノ湖特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	107 ha	0 ha	107 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	88 ha	ha	88 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	19 ha	ha	19 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有者別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	107 ha	0 ha	107 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	107 ha	ha	107 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	107 ha	0 ha	107 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	107 ha	0 ha	107 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	107 ha	ha	107 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
カモ目	カモ科	ヒドリガモ	
		<u>オマガモ</u>	準絶滅危惧(C)
		オカルガモ	
		オコガモ	
		オキンクロハジロ	
カツオドリ目	ウ科	カワウ	
ペリカン目	サギ科	アオサギ	
ツル目	クイナ科	オオバン	
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	
		オホトギス	
		ツツドリ	
		オカッコウ	
ヨタカ目	ヨタカ科	<u>ヨタカ</u>	準絶滅危惧(C)
アマツバメ目	アマツバメ科	アマツバメ	
タカ目	タカ科	オトビ	
		ノスリ	
フクロウ目	フクロウ科	<u>フクロウ</u>	準絶滅危惧(C)
		<u>アオバズク</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
キツツキ目	キツツキ科	オコゲラ	
		アカゲラ	
		アオゲラ	
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ	
		<u>アカモズ</u>	絶滅危惧Ⅰ類(A)
	カラス科	ホシガラス	
		オハシボソガラス	
		オハシブトガラス	
	ククイタダキ科	ククイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ	
		ヤマガラ	
		ヒガラ	
オシジュウカラ			
ウグイス科	ウグイス		

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
	エナガ科	エナガ	
	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	カワガラス科	カワガラス	
	ヒタキ科	<u>マミジロ</u> アカハラ ツグミ コマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ <u>ノビタキ</u> エゾビタキ サメビタキ キビタキ	準絶滅危惧(C)       準絶滅危惧(C)
	イフヒバリ科	<u>イフヒバリ</u> <u>カヤクグリ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B) 準絶滅危惧(C)
	スズメ科	<u>ニューナイスズメ</u>	準絶滅危惧(C)
	セキレイ科	○キセキレイ ○ハクセキレイ ○セグロセキレイ ビンズイ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ ○マヒワ ○ウソ シメ	
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ	
12目	29科	68種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
		<u>ニホンモモンガ</u>	要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
食肉目	イヌ科	○タヌキ	
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン アナグマ <u>ニホンイタチ</u>	要注目
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
5目	8科	12種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣



栃木県指定日光鳥獣保護区  
中禅寺特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称  
日光鳥獣保護区中禅寺特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域

国有林日光森林管理署1115林班、1116林班は小班、1117林班、1118林班、1119林班、1120林班、1121林班、1122林班は、へ、と小班の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分

大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、中禅寺湖南側の区域は、コメツガ、ブナ、ミズナラ等からなる天然林等の多様な自然が多く残されていることから、クマタカやツキノワグマが採食を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 689ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内中心部（中禅寺湖南岸）に位置し、東西約5km・南北約2.2km、標高1,270m～1,977m（黒檜岳）の山岳地域である。

###### イ 地形、地質等

県内最大の湖（面積11.5km<sup>2</sup>）である中禅寺湖と黒檜岳を中心とする山岳地との間の斜面であり、足尾地域や日光地域に分布する白亜紀中期の松木花崗閃緑岩で形成されている。

###### ウ 植物相の概要

植生は、標高1,600m以上がコメツガ、シラビソを中心とした針葉樹林で、標高1,600m以下はブナ、ミズナラを中心とした広葉樹林である。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ、アカギツネ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。また、多種の野鳥が生息している。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 57種 別表2のとおり

イ 獣類 14種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数（種別ごと）なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1本

別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区中禅寺湖特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	689 ha	0 ha	689 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	689 ha	ha	689 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	689 ha	0 ha	689 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	689 ha	ha	689 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	689 ha	0 ha	689 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	689 ha	0 ha	689 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	689 ha	ha	689 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
キジ目	キジ科	<u>ヤマドリ</u>	準絶滅危惧(C)
カツオドリ目	ウ科	カワウ	
ペリカン目	サギ科	アオサギ	
カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ ○ホトギス ツツドリ ○カッコウ	
タカ目	タカ科	○トビ <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> ノスリ <u>クマタカ</u> ○コゲラ	絶滅危惧 I 類(A) 絶滅危惧 I 類(A) 絶滅危惧 I 類(A)
キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ アオゲラ	
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ <u>アカモズ</u>	絶滅危惧 I 類(A)
	カラス科	○ハシボソガラス ○ハシブトガラス	
	ククイタダキ科	ククイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ ヤマガラ ヒガラ ○シジュウカラ	
	ヒヨドリ科	○ヒヨドリ	
	ウグイス科	ウグイス	
	エナガ科	エナガ	
	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	ムクドリ科	〇ムクドリ	
	カワガラス科	カワガラス	
	ヒタキ科	アカハラ ツグミ ルリビタキ ジョウビタキ <u>ノビタキ</u> エゾビタキ サメビタキ キビタキ	準絶滅危惧(C)
	スズメ科	<u>ニュウナイスズメ</u>	準絶滅危惧(C)
	セキレイ科	〇キセキレイ 〇ハクセキレイ 〇セグロセキレイ ビンズイ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ ウソ シメ	
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ	
7目	25科	57種	

#### 獸類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストの категория
霊長目	オナガザル科	〇ニホンザル	
齧歯目	リス科	〇ニホンリス <u>ニホンモモンガ</u>	要注目
	ヤマネ科	<u>ヤマネ</u>	要注目
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
食肉目	ジャコウネコ科	〇ハクビシン	
	イヌ科	〇タヌキ	

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
		オコジョ	準絶滅危惧(C)
		<u>ニホンイタチ</u>	要注目
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
5目	10科	14種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣

栃木県指定日光鳥獣保護区  
庚申山特別保護地区

指定計画書

令和5年 月

栃木県

1 県指定鳥獣保護区特別保護地区の概要

(1) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の名称  
日光鳥獣保護区庚申山特別保護地区

(2) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の区域  
国有林日光森林管理署255林班ほ小班、256林班ほ小班、263林班よ、た、れ、そ  
1、そ2、そ3、つ、ハ3小班、及び日光市足尾町木ノ面5494番地の一円の区域

(3) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の存続期間  
令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）

(4) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定区分  
大規模生息地の特別保護地区

(5) 県指定鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

日光鳥獣保護区は、日光市西部にある男体山西側斜面から旧足尾町にある庚申山にかけての一带に位置し、亜高山帯林や温帯落葉樹林帯等この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して森林性の鳥類としてキビタキ、メジロ、ヤマガラなど、獣類としてニホンジカ、ニホンザルなど多様な鳥獣類が生息している。また、イヌワシ、ツキノワグマ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類が生息している地域である。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、庚申山周辺区域では、シラビソ、コメツガ、ブナを中心とした天然林等、多様な自然が多く残されていることから、ニホンカモシカ、ツキノワグマ等の獣類や、クマタカ、ノスリ等の猛禽類が採食、繁殖を行う等、猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息するための中核的な区域となっている。

このため、当該区域は、日光鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 県指定鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

ア 鳥獣保護区特別保護地区の指定後、速やかに制札の点検及び必要に応じ設置を行う。また、随時密猟防止のための見回りを実施する。

イ 有害鳥獣捕獲等の申請があった場合には、被害の状況、講じられている防除対策等を十分に審査した上で許可するものとする。

3 県指定鳥獣保護区特別保護地区の土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 870ha

内訳は別表1のとおり

#### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

##### (1) 当該地域の概要

###### ア 県指定鳥獣保護区特別保護地区の位置

日光鳥獣保護区内南西部に（栃木県北西部・群馬県境界）に位置し、東西約3km、南北1.5km、標高1,901mの庚申山を中心とする標高1,500m～2,200mの山岳地帯である。

###### イ 地形、地質等

皇海山や庚申山を中心とする山岳地は、第四紀火山岩類に属し、安山岩又は石英安山岩を岩体とする成層火山である。また、松木沢周辺は黒松岳に分布している白亜紀中期の松木花崗閃緑岩で形成されている。

###### ウ 植物相の概要

植生は、標高1,600m以上がコメツガ、シラビソを中心とした針葉樹林で、標高1,600m以下はブナ、ミズナラを中心とした広葉樹林である。また、アカヤシオ、シロヤシオ、アズマシャクナゲが林内に生息するほか、ミヤコザサが林床を形成しており、希少植物自生地（コウシンソウ）も確認されている。

###### エ 動物相の概要

ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の大型哺乳類をはじめ、ニホンノウサギ、ニホンテンなどの多種多様な哺乳類が生息する地域である。

##### (2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類 56種 別表2のとおり

イ 獣類 14種 別表2のとおり

##### (3) 当該地域の農林水産業の被害状況

ア 過去3か年の有害鳥獣捕獲許可件数（種別ごと）なし

イ 被害作物等 なし

#### 5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

#### 6 鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

(1) 特別保護地区用制札 1本



別表1 栃木県指定日光鳥獣保護区庚申山特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	0 ha	0 ha	0 ha	870 ha	0 ha	870 ha	0 ha	0 ha	0 ha
林野	ha	ha	0 ha	870 ha	ha	870 ha	ha	ha	0 ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
水面	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha

◆所有者別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	0 ha	0 ha	0 ha	813 ha	0 ha	813 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
林野庁所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	813 ha	ha	813 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
文部科学省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
国有林以外の国有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
農林水産省所管	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
地方公共団体有地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県有地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
市町村有地等	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
私有地等	0 ha	0 ha	0 ha	57 ha	0 ha	57 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
保安林	ha	ha	0 ha	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	0 ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha	ha	ha	0 ha
公有水面	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	0 ha	0 ha	0 ha	870 ha	0 ha	870 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	784 ha	0 ha	784 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	380 ha	ha	380 ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	404 ha	ha	404 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で< >書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域(国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域)、自然公園法に基づく指定地域(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

## 鳥類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
カモ目	カモ科	<u>オシドリ</u>	準絶滅危惧(C)
カッコウ目	カッコウ科	ホトギス ツツドリ カッコウ	
タカ目	タカ科	<u>ハチクマ</u> オトビ ノスリ <u>クマタカ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)   絶滅危惧Ⅰ類(A)
フクロウ目	フクロウ科	<u>コノハズク</u> コゲラ	絶滅危惧Ⅱ類(B)
キツツキ目	キツツキ科	アオゲラ	
ハヤブサ目	ハヤブサ科	<u>ハヤブサ</u>	絶滅危惧Ⅱ類(B)
スズメ目	サンショウクイ科	<u>サンショウクイ</u>	準絶滅危惧(C)
	モズ科	モズ <u>アカモズ</u>	 絶滅危惧Ⅰ類(A)
	カラス科	カケス ○ハシボソガラス ○ハシブトガラス	
	クイタダキ科	クイタダキ	
	シジュウカラ科	コガラ ヤマガラ ヒガラ ○シジュウカラ	
	ヒヨドリ科	○ヒヨドリ	
	ウグイス科	ウグイス	
	エナガ科	エナガ	
	ムシクイ科	メボソムシクイ エゾムシクイ センダイムシクイ	
	ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	
	キバシリ科	キバシリ	
	ミソサザイ科	ミソサザイ	
	ムクドリ科	○ムクドリ	

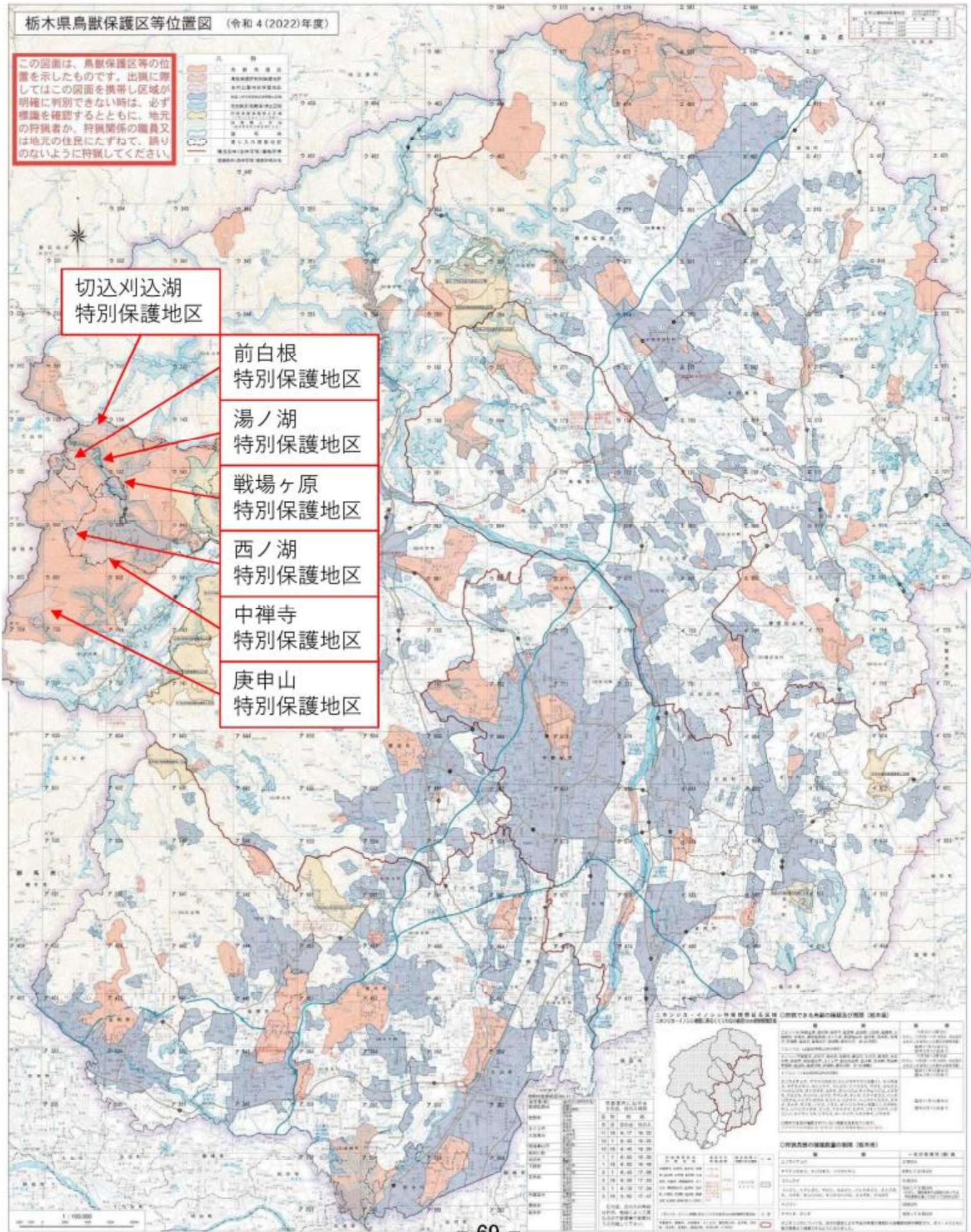
目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
	カワガラス科	カワガラス	
	ヒタキ科	アカハラ ツグミ コマドリ コルリ ルリビタキ ジョウビタキ エゾビタキ サメビタキ キビタキ オオルリ	
	セキレイ科	〇キセキレイ 〇ハクセキレイ 〇セグロセキレイ ビンズイ	
	アトリ科	アトリ カワラヒワ マヒワ ウソ シメ	
	ホオジロ科	ホオジロ カシラダカ アオジ	
8目	25科	57種	

獣類

目	科	種又は亜種	栃木県版レッドリストのカテゴリー
霊長目	オナガザル科	○ニホンザル	
齧歯目	リス科	○ニホンリス	
	キヌゲネズミ科	<u>ヤチネズミ</u>	要注目
	ネズミ科	ヒメネズミ	
兔形目	ウサギ科	ニホンノウサギ	
真無盲腸目	トガリネズミ科	アズミトガリネズミ	
食肉目	イヌ科	○タヌキ	
		○アカギツネ	
	クマ科	ツキノワグマ	
	イタチ科	ニホンテン	
<u>オコジョ</u>		準絶滅危惧(C)	
		<u>ニホンイタチ</u>	要注目
偶蹄目	シカ科	○ニホンジカ	
	ウシ科	ニホンカモシカ	
6目	11科	14種	

○は当該地域で一般的に見られる鳥獣

## 日光鳥獣保護区各特別保護地区 全体位置図





# 日光鳥獣保護区各特別保護地区 区域図

